

一時預かり事業について

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課

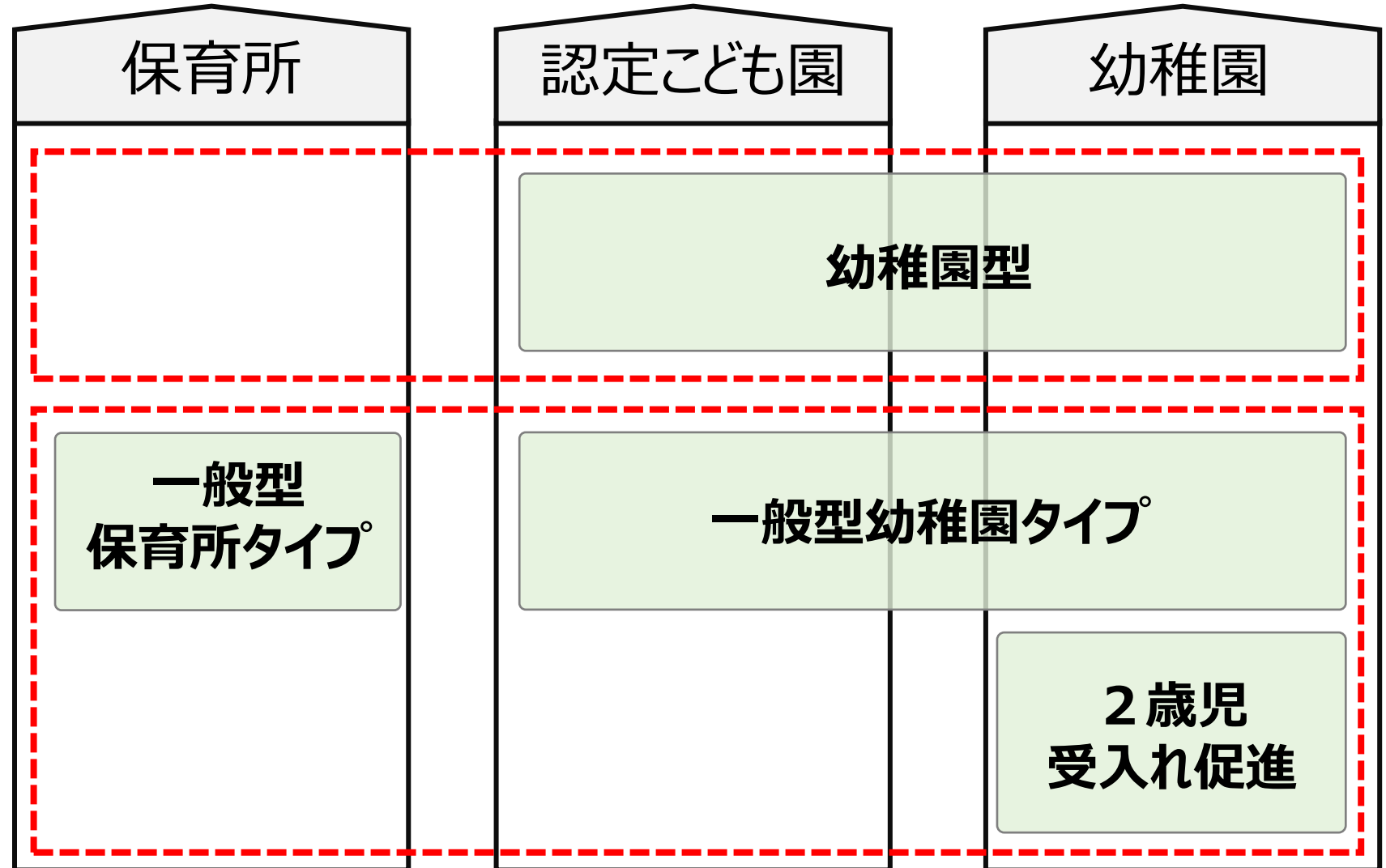


札幌市が行う一時預かり事業について

一時預かり

在園児向け →

非在園児向け →



一時預かり事業（幼稚園型）の概要について

実施施設	認定こども園・幼稚園
事業内容	教育時間の前後に保育を必要とする児童に対して保育を提供する
対象児童	事業実施施設に在籍している児童 ※保育の必要性は問わない（新２・３号認定子どもでなくとも利用できる）。 ※一般型幼稚園タイプの一時預かり事業を実施していない場合には、年間299人を上限に、非在園児を対象に含めることができる。
実施時間	教育時間を含む10時間以上
実施日	月曜日から金曜日まで ※土曜日を実施日に含めることができる。
休園日	土曜日（土曜日に実施しない場合のみ）、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く10日間を上限に施設が設定
定員	1日あたり30名以上 ※対象児童（１号認定子ども等）に係る施設の利用定員が30名を下回る場合は、施設利用定員を上限とする。
利用料（保護者負担）	市が定める標準利用料を基準に施設が設定（給食費も別途徴収可能）
職員配置基準	札幌市児童福祉法施行条例第182条第２項に定める基準に準じて保育士等を配置し、うち２名を専従の保育従事者とする ※通常保育の対象となる児童（２・３号認定子ども）とともに一時預かり対象児童を保育する場合は、専従の保育従事者を１名とすることができる。
設備・面積	事業実施のために専用の部屋を確保するものとするが、適切な事業実施が可能な場合は、通常教育・保育のために使用している部屋で保育することができる。

一時預かり事業（幼稚園型）と時間外保育事業の違いについて

	一時預かり事業（幼稚園型、再掲）	時間外保育事業
事業内容	<u>教育時間の前後に保育を必要とする児童に対して保育を提供する</u>	<u>保育時間の前後に保育を必要とする児童に対して保育を提供する</u>
対象児童	事業実施施設に在籍している児童（ <u>幼稚園部分</u> ）	事業実施施設に在籍している児童（ <u>保育園部分</u> ）
実施日	月曜日から金曜日まで ※ <u>土曜日を実施日に含めることができる。</u>	月曜日から <u>土曜日まで</u>
休園日	土曜日（土曜日に実施しない場合のみ）、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く <u>10日間を上限に施設が設定</u>	土曜日（土曜日に実施しない場合のみ）、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
定員	<u>1日あたり30名以上</u> ※ <u>利用定員を上回る保育の希望があったときは、可能な範囲で保育の提供を行うこと。</u>	<u>規定なし</u> ※ <u>保育の提供の希望があれば、原則として全員に保育の提供を行えるような体制を確保すること。</u>
職員配置基準	札幌市児童福祉法施行条例第182条第2項に定める基準に準じて保育士等を配置し、うち2名を専従の保育従事者としてすること	札幌市児童福祉法施行条例第182条第2項に定める基準に準じて保育士等を2名以上配置すること ※ <u>専従の保育従事者に関する規定なし</u>
設備・面積	<u>事業実施のために専用の部屋を確保するものとするが、適切な事業実施が可能な場合は、通常教育・保育のために使用している部屋で保育することができる</u>	<u>規定なし</u>

一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）の概要について

実施施設	認定こども園・幼稚園
対象児童	教育・保育施設を利用していない児童（対象年齢は施設が設定） ※市外に居住する児童については、施設の在籍状況を問わない。 ※幼稚園の休園日等により普段利用している施設を利用できない場合（保育施設利用者は除く）は、例外的に対象に含めることができる。
実施時間	8：00～18：00を含む10時間以上
実施日	月曜日から金曜日まで ※土曜日を実施日に含めることができる。
休園日	土曜日（土曜日に実施しない場合のみ）、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く10日間を上限に施設が設定
定員	1日あたり9名以上
利用料（保護者負担）	市が定める利用料を上限に施設が決定（給食費も別途徴収可能）
職員配置基準	札幌市児童福祉法施行条例第182条第2項に定める基準に準じて保育士等を配置し、うち2名を専従の保育従事者とする ※通常教育・保育の対象となる児童とともに一時預かり対象児童を保育する場合は、専従の保育従事者を1名とすることができる。ただし、幼稚園型を実施している場合は、幼稚園型と一般型幼稚園タイプの専従保育従事者を同一人物とすることはできない。
設備・面積	事業実施のために専用の部屋を確保するものとするが、適切な事業実施が可能な場合は、通常教育・保育のために使用している部屋で保育することができる

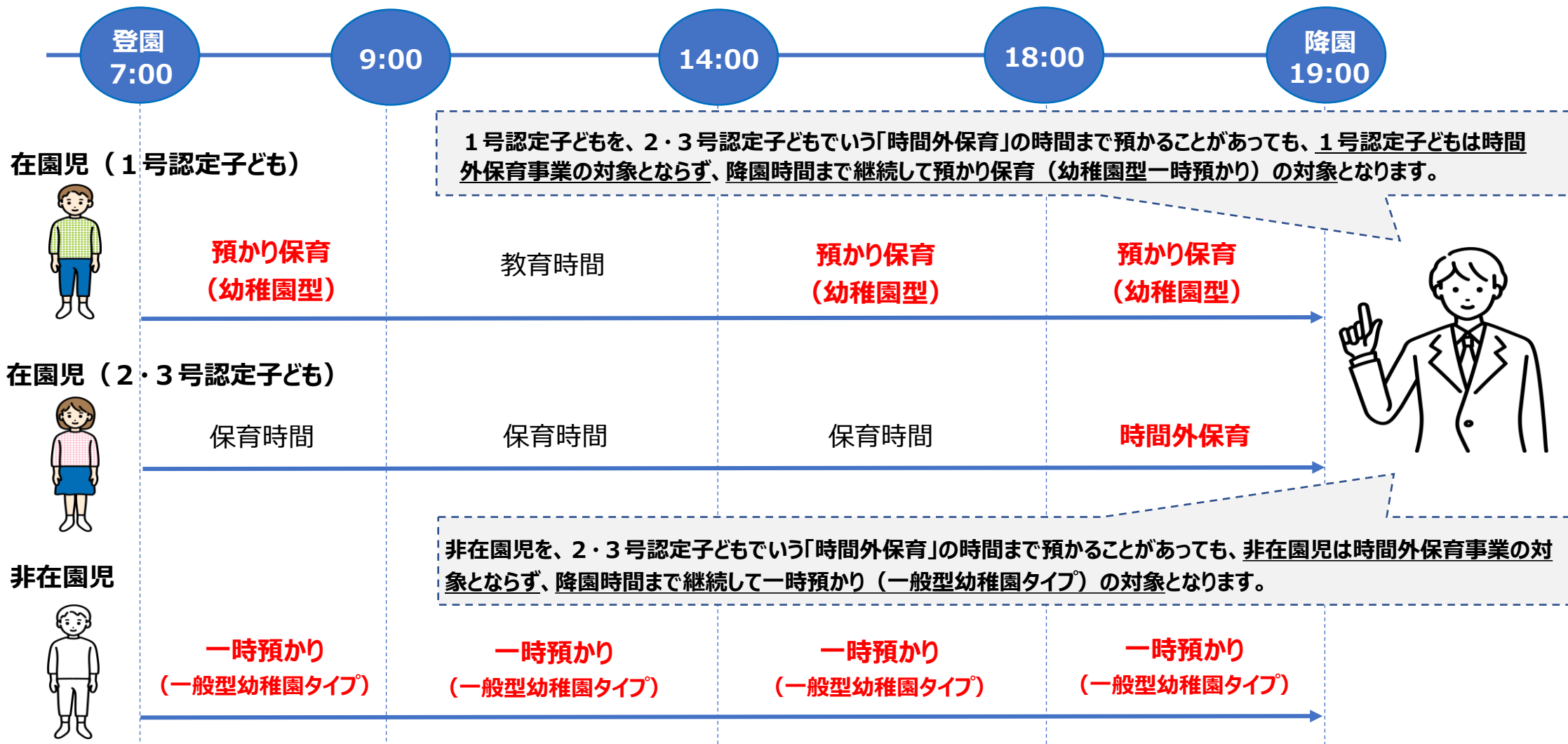
一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）と 一時預かり事業（一般型保育所タイプ）の違いについて

	一般型幼稚園タイプ（再掲）	一般型保育所タイプ
実施施設	認定こども園・幼稚園	保育所
実施時間	<u>8：00～18：00を含む10時間以上</u>	<u>8時間以上</u>
実施日	月曜日から金曜日まで ※ <u>土曜日を実施日に含めることができる。</u>	月曜日から <u>土曜日まで</u>
休園日	土曜日（土曜日に実施しない場合のみ）、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く <u>10日間を上限に施設が設定</u>	日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
定員	<u>1日あたり9名以上</u>	<u>規定なし</u>
利用料（保護者負担） の減免制度	<u>規定なし</u>	<u>生活保護世帯及び市民税非課税世帯は、一時預かりの利用理由により、給食費を除く利用料が減免される</u>

一時預かり事業と時間外保育事業の違いについて

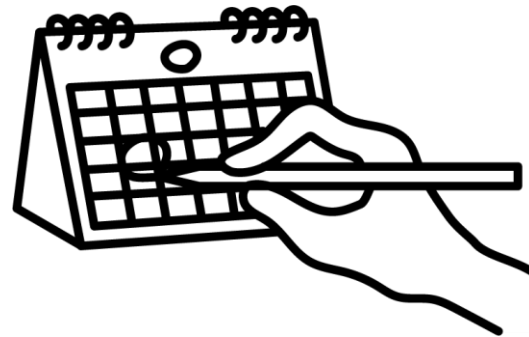
条件が異なる3名の児童が、開園から閉園まで過ごした場合（例）

- ◆ 1号子ども → 教育時間：9：00～14：00、一時預かり（幼稚園型）：7：00～9：00、14：00～19：00
- ◆ 2・3号子ども → 保育標準時間：7：00～18：00、時間外保育：18：00～19：00
- ◆ 一時預かり（一般型幼稚園タイプ）開所時間 → 7：00～19：00



保育の提供以外に行うこと

- 利用申込の受付
- 利用料の徴収
- 利用状況の記録
- 利用状況の報告
- 補助金の交付申請（概算・精算）



補助金を受けるためのスケジュール

事業開始

2～3月頃に新年度の事業実施協議書を提出し、事業の実施内容について市の承認を受ける。

補助申請

6月末までに概算交付申請書を市に提出し、補助の決定を受ける。
9月頃に概算額の交付される。
※提出時点で利用児童がいない場合でも、補助申請が必要。

利用状況表

【毎月】事業実施月の翌月10日までに、利用児童数や利用料金をまとめ、市（事務センター）に提出する。

補助金交付

4月頃に年度末までの実績報告書を市に提出し、補助の決定を受ける。
概算額を上回る場合は、5月頃に追加の額が交付され、概算額を下回る場合は、期日までに補助金を返納することとなる。

一時預かり事業の実施上の留意点について

Q：一時預かり事業（幼稚園型）利用の申込みを断ることはできるの？

A：事業の定員数を超過する場合や児童処遇に著しい影響が生じる場合を除き、**事業実施施設が利用の申込みを断ることは想定されません。**

市民から、「利用定員の上限に達している」「申込期限を過ぎている」「新2号認定児童（就労等）のみ預かっている」などの理由で利用を断られたという相談をいただく機会があります。

適切な定員設定（引き上げ）や配置職員の確保をお願いいただくとともに、可能な範囲で保育を提供いただくようご協力をお願いいたします。



一時預かり事業の実施上の留意点について

Q：一時預かり事業（一般型）利用の申込みを断ることはできるの？

A：事業の定員数を超過する場合や児童処遇に著しい影響が生じる場合を除き、**事業実施施設が利用の申込みを断ることは想定されません。**

市民から、「一時預かりはやっていないと言われた」という意見をいただく機会が増えています。やむを得ず利用をお断りする場合は、その理由を丁寧に説明し理解を得ていただくようお願いいたします。

今後は監査等の機会を通じて利用をお断りした理由を聴取しますので、日頃から適切な対応をお願いいたします。また、配置職員の確保に目途が立たない場合には、事業実施の可否についてご検討いただくようお願いいたします。

